

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
休日は、  
翌日とする)

## 目 次

◇ 告 示 鳥取県土地利用基本計画の変更(企画課)

被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

木材業者の登録(林務課)

木材業者等の登録の変更(〃)

土地改良区の役員就退任(農村整備課)

保安林の指定の解除予定(造林課)

保安林の指定の解除予定の変更(〃)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

都市計画事業の事業計画の変更(二件)(下水道課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告 少年指導委員の委嘱(〃)

◇ 正 誤 平成二年三月鳥取県条例第九号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第三百八十二号

鳥取県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により公表する。

平成二年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画図中岩美町の都市地域、日南町及び日野町の森林地域並びに岩美町の自然公園地域に係る部分を次の図のとおり変更する。

土地利用基本計画書第二号中「二 五地域区分の重複する地域における

土地利用に関する調整指導方針」を

「一 五地域区分の重複する地域における土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等

に関する調整指導方針」に改め、同号に2として次のように加える。

- 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項

都市地域と農業地域の重複の組合せ	特に土地利用の調整が必要と認められる地域	土地利用調整上留意すべき基本的事項
日吉津村		
混住化の進行等に伴い土地利用の混在が予想されることから住宅地等に係る土地利用転換を計画的に誘導し、農地の集約的な保全・利用を図る。		

土地利用基本計画書第三号の表を次のように改める。

計画名	東郷湖、羽合臨海公園整備事業
事業目的	地方生活圏等数市町村にまたがる地域住民の広域レクリエーション需要を充足するため
規模	五四〇ha
位置	羽合町、上浅津、長瀬、東郷町、花引、野
計画主体	事業主体
	同上
	国営かんがい排水事業(東伯地区)
	畑地かんがい及び水田用水補給
	ダム三か所七〇ha
	大栄町西、高尾町、赤碓、町山、東伯町、坂倉
	農林水産省
	同上

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県企画部交通・土地対策課及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百八十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成二年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
芦津齒科医院	八頭郡船岡町大字船岡三八五	〃
佐々木齒科医院	鳥取市商栄町一五六―三	平成二年三月二十九日

鳥取県告示第三百八十四号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第六条第一項の規定に基づき、木材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録番号	登 録 年 月 日	住 所 又 は 所 在 地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
日本第三号	平成元年十一月八日	日野郡溝口町三部六三〇	澤田 誠

鳥取県告示第三百八十五号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

平成二年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録年月日及び番号	所在地、名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	変更登録年月日
平成元年四月一日 鳥木第二五号	鳥取市吉成一九九一 有限会社マエタ木材 代表取締役 前田 保	所在地	鳥取市幸町三一	鳥取市吉成一九九一	平成元年十二月十四日
鳥木第二六号	株式会社鳥取木材市場 代表取締役 山根 節夫	代表者	株式会社鳥取木材市場 代表取締役 北村 國雄	株式会社鳥取木材市場 代表取締役 山根 節夫	"
鳥木第四号	気高郡鹿野町大字鹿野一〇六四一 有限会社長尾木材 代表取締役 長尾 裕昭	"	有限会社長尾木材 代表取締役 長尾 篁士	有限会社長尾木材 代表取締役 長尾 裕昭	平成二年二月二十三日
倉木第五四号	東伯郡赤碓町大字出上二三一三 福本 光 成	"	福本 かめ子	福本 光 成	平成元年十一月十五日
倉木第四一号	東伯郡東郷町大字中興寺三七〇一 東郷木材有限会社 代表取締役 清水 寿	"	東郷木材有限会社 代表取締役 清水 嘉市	東郷木材有限会社 代表取締役 清水 寿	平成元年十二月一日

製材業者

登録年月日及び番号	所在地、名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	変更登録年月日
平成元年四月一日 鳥製第四号	気高郡鹿野町大字鹿野一〇六四一 一 有限会社長尾木材 代表取締役 長尾裕昭	代表者	有限会社長尾木材 代表取締役 長尾篁士	有限会社長尾木材 代表取締役 長尾裕昭	平成二年二月二十三日
倉製第三六号	東伯郡赤碓町大字出上二三一―三 福本光成	〃	福本かめ子	福本光成	平成元年十一月十五日
〃 〃 第二七号	東伯郡東郷町大字中興寺三七〇―一 東郷木材有限会社 代表取締役 清水寿	〃	東郷木材有限会社 代表取締役 清水嘉市	東郷木材有限会社 代表取締役 清水寿	平成元年十二月一日

鳥取県告示第三百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 森 山 薫 米子市福万八六五

平成二年二月二十六日退任

理事 田 村 幸 則 米子市福万一九五一―

〃 田 守 増 徳 〃 二二三八

平成二年二月二十七日退任

就任した役員の氏名及び住所

鳥取県告示第三百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市河米見字北平四三一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

排水施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により昭和五十七年二月鳥取県告示第百七十九号で告示した保安林の指定の解除に関する予定通知を変更する旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 変更に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字雨滝字大滝谷九五九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百八十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年六月九日 鳥取県指令受倉土維第十一二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字逢東字下谷端

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原四九一

鳥取エフワン販売株式会社

代表取締役 崎山光哉

鳥取県告示第三百九十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年九月二十六日 鳥取県指令受鳥土維第四百六十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字中實及び字下町田ノ一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市古海五四二一

株式会社清水

代表取締役 清水昭允

鳥取県告示第三百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業

三 事業施行期間

昭和五十二年三月一日から平成八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 昭和五十二年三月鳥取県告示第四百十八号、昭和五十

四年六月鳥取県告示第五百六十七号、昭和五十六年六月鳥取県告示第五百三十九号、昭和五十七年十一月鳥取県告示第千三百三十一号、昭和五十八年十二月鳥取県告示第千百十四号、昭和六十二年二月鳥取県告示第百二十九号及び平成元年四月鳥取県告示第四百八十二号の事業地に倉吉市清谷字井尻、字五ノ坪、字西谷口、字妙見谷、字神田、字小路谷、字穴田、字西ノ谷、字四反田、字澤地、字賀部田、字仲河原、字徳田、字徳田沖、字下沖河原、字長田、字沖河原、字小筋及び字小筋沖、大塚字砂田、字七峯、字大荒神、字燕子池、字廣瀬、字中道、字辻畑、字前河原、字柳原及び字前河下、福庭字上前河原、字沼田、字栗ノ首及び字狐平、新田字中通り、字川尻及び字下前河原、河北町字中通り、字樋口尻、字川尻、字前河原及び字モゲ川下ノ段、天神町字樋口尻及び字前河原、山根字宮ノ谷、字入堂谷及び字洞善寺、円谷町字西高殿、字海田、字井手坂、字井手ノ内及び字越並びに米田町字法界門、字前田、字村屋敷、字越シ及び字東山田を加え、同市清谷字興三治、字大石橋、字北田平、字西ノ谷山、字下前河原、字上前河原及び字北川、福庭字中井田、字下河原、字下前河原、字前河原、字外下河原、字澤、字坂根及び字坂根平、新田字善太夫田及び字柳原、河北町字善太夫田、天神町字モゲ川、海田西町字下荏子田、字

上荇子田及び字芝場、上井字小泓及び字山田、山根字大平及び字イツナシ、田谷町、米田町並びに米田町字五反田及び字谷口地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第三百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称 東郷町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東郷都市計画下水道事業 東郷町公共下水道事業施行期間 昭和五十二年十二月十六日から平成八年三月三十一日まで
- 三 事業施行期間
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 昭和五十二年十二月鳥取県告示第千三十九号、昭和五十八年十月鳥取県告示第八百八十六号及び昭和六十二年十二月鳥取県告示第千四十二号の事業地に東郷町大字長

江字六ノ坪、字汐附、字親主及び字橋本、大字門田字小五郎、字長砂及び字岡崎、大字長和田字植木畷、字家ノ上及び字宇坪垣、大字松崎字茄子谷、大字藤津字上坪及び字流田、大字久見字ナメラ谷並びに大字別所字二の倉入、字徳丸、字浮谷、字屋敷、字垣添、字戸井ノ口、字羽広田及び字東谷を加え、同町大字長江字蓼尾、字平田、字菅原、字前溝及び字五ノ坪地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 変更なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年四月三日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	種 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	エキサイトマシニングII	株式会社ニューキーン
	ウイング七	
	ファイバーゴルトチック SII	
	よちのぱちんこ	

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成2年4月3日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

氏 名	住 所	活 動 区 域
神 谷 一 成	鳥取市今町一丁目 433	鳥取駅前周辺地区（鳥取市東品治町、今町一丁目、永温温泉町、弥生町、扇町及び富二温目の区域）
齋 田 克 夫	鳥取市扇町166	同上

内 海 隆	倉吉市栗町二丁目 934	倉吉市明治町、明治町二丁目、大正新町一丁目、大正新町二丁目及び倉吉市三丁目、大正屋敷町、大正新町一丁目、大正屋敷町の区域）
林 昭 次	倉吉市上井町一丁目 12-21	上井地区（倉吉市上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域）
小 田 教 明	倉吉市上井町一丁目 倉吉7-18	同上
杉 嶋 和 雄	米子市万能町167	米子駅前地区（米子市明治町、末広町、朝日町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域）
田 部 貢	米子市皆生1,895	皆生地区（米子市皆生及び上福原の区域）
坂 倉 博	境港市松ヶ枝町35	境港市街地区（境港市元町、東本町、朝日町、末広町、相生町、京町、出松ヶ枝町及び栄町の区域）
長 築 善二郎	境港市末広町75	同上

正 誤

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成二年三月鳥取県条例第九号）中次の箇所に変更があったので、訂正する。

頁 七 下 一 千 七 百 九 十 七 十 円 一 万 七 千 九 百 七 十 円